

第22期第8回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年12月15日(水)15時00分～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

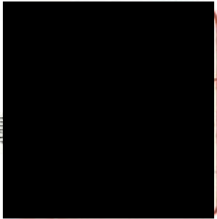
2 議 題

- | | |
|---|---------------|
| (1) こんぶの試験養殖について(協議) | P 1 ~ P 1 1 |
| (2) 特定水産資源に関する令和4年管理年度における知事管理漁獲可能性量の設定について(諮問) | P 1 2 ~ P 1 4 |
| (3) ごち網漁業(特認)の許可方針(案)について(諮問) | P 1 5 ~ P 1 7 |
| (4) むたうなぎかご漁業(特認)の許可方針(案)について(諮問) | P 1 8 ~ P 2 1 |
| (5) いかかご漁業(特認)の許可方針(案)について(諮問) | P 2 2 ~ P 2 6 |
| (6) 共同漁業権漁場外(馬渡島沖、小川島新北沖、小川島北東沖)における砂利採取の認可について(照会) | P 2 7 ~ P 5 4 |
| (7) 海区漁業調整委員会事務局に勤務する職員の給与からの控除に関する規定について(協議) | P 5 5 ~ P 5 6 |
| (8) その他 | |

水産第 3562 号
令和3年(2021年)12月14日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 彦



こんぶ試験養殖について(協議)

このことについて、別紙のとおり佐賀玄海漁業協同組合から申請がありましたので、試験養殖処理要綱第4条の規定により貴委員会の意見を求めます。

(担当：農林水産部水産課)

試験養殖承認申請書

佐玄漁協指第 38 号
令和3年12月10日

佐賀県知事 山口 祥義 様

佐賀県唐津市海岸通 7182-233
佐賀玄海漁業協同組合
代表理事組合長 川寄 利

下記のとおり試験養殖の承認を受けたいので、申請いたします。

記

- 1 目的 コンブ養殖試験（ロープ延縄式）
- 2 水産物の名称 コンブ
- 3 漁場の位置及び区域並びに面積
 唐津市呼子町呼子地先
 計500㎡（別紙1を参照）
- 4 試験養殖期間 試験養殖の承認日より令和4年4月30日
- 5 養殖の方法及び規模
 方法；ロープ延縄式
 規模；10m×50m=500㎡ 1箇所（別紙2参照）
 30mの養殖ロープが2本

添付資料

- (1) 理由書
- (2) 養殖試験計画書
- (3) 漁場位置及び区域図（別紙1）

理由書

佐賀県玄海漁業協同組合呼子町統括支所・呼子地区（以下、呼子地区）の主な漁業種類は、はえ縄漁業・イカ釣り漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、呼子地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきている。

そこで、現在、同支所同地区では漁家収入の改善を図るため、イカ釣り漁業者を中心とした漁業者グループが佐賀県の複合経営等漁家系改善支援事業を活用して、アカウニの陸上養殖に取り組んでいるところである。

そのアカウニ陸上養殖を実施する上で必要な餌料については、現時点では必要十分量を確保できる見込みではあるが、それらを確保できない場合を考慮し、同支所同地区地先での海藻養殖の検討することにした。

そこで、同地区の近隣地先で実施されているコンブ養殖の試験養殖に取り組むことにした。

なお、このコンブの試験養殖の結果が良好であれば、次の漁業権免許切り替え時の海藻養殖区画漁業権免許の取得も視野に入れていきたい。

住 所 佐賀県唐津市海岸通 7182 番地 233

氏 名 佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川寄 和正

コンブ養殖試験計画書

佐賀県玄海漁業協同組合呼子町統括支所・呼子地区(以下、呼子地区)の主な漁業種類は、はえ縄漁業・イカ釣り漁業・一本釣り漁業である。

しかしながら、呼子地区においても、漁業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、資源の減少、魚価の低迷、後継者不足、漁業者の高齢化など、様々な問題を抱えており、特に、漁業者数と後継者不足は悪化する一方である。

さらに、冬季は時化が多くなり、出漁日数そのものが減少することから、安定した収入確保、収益向上のための方策の検討が喫緊の課題となってきた。

そこで、現在、同支所同地区では漁家収入の改善を図るため、イカ釣り漁業者を中心とした漁業者グループが佐賀県の複合経営等漁家系改善支援事業を活用して、アカウニの陸上養殖に取り組んでいるところである。

そのアカウニ陸上養殖を実施する上で必要な餌料については、現時点では必要十分量を確保できる見込みではあるが、それらを確保できない場合を考慮し、同支所同地区地先での海藻養殖の検討することにした。

そこで、同地区の近隣地先で実施されているコンブ養殖の試験養殖に取り組むことにした。なお、このコンブの試験養殖の結果が良好であれば、次の漁業権免許切り替え時に海藻養殖区画漁業権免許を取得することも視野に入れている。

1. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市呼子町呼子地先(別図1のとおり)

(2) 実施期間:試験養殖の承認日～令和4年4月

(3) 試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・10m×50m=500㎡ 1箇所

・30mの養殖ロープ2本を設置

c) 試験方法

・12月に養殖施設(錨・ロープ等)の準備

・水温が適水温に成りしだい試験養殖開始(水温16℃以下;適水温13～15℃)

・間引き等の管理を行いながら、養殖可能性を実証

・令和4年4月末 施設撤去

d) 養殖スケジュール

	R3.12月	R4.1月	2月	3月	4月末
作業内容	養殖施設準備	→試験養殖→開始	間引き等の管理		→片付け

2. 安全対策

施設の維持管理については、佐賀県玄海漁業協同組合呼子町統括支所が適切に管理を行う。

3. その他

(緊急時の措置)

台風の接近などになり災害が起こる可能性が懸念される場合は、養殖施設の補強、撤去などの措置を速やかに行うこととする。

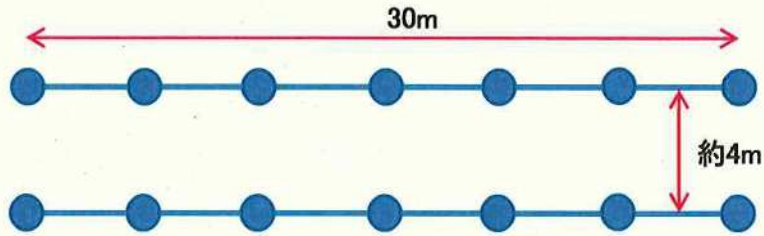
また、万一本試験養殖に起因する事故・トラブル等が発生した場合は、当支所で責任を持って対応することとする。

○ 緊急時の連絡先

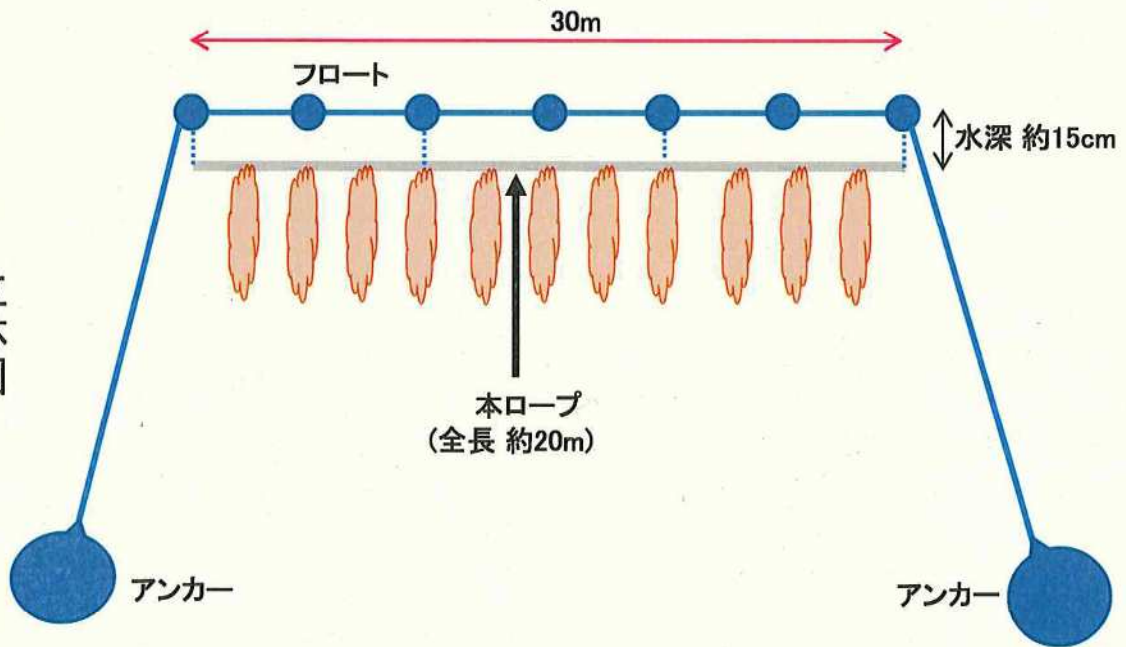
佐賀玄海漁業協同組合呼子町統括支所 0955-82-1717

別図2

平面図



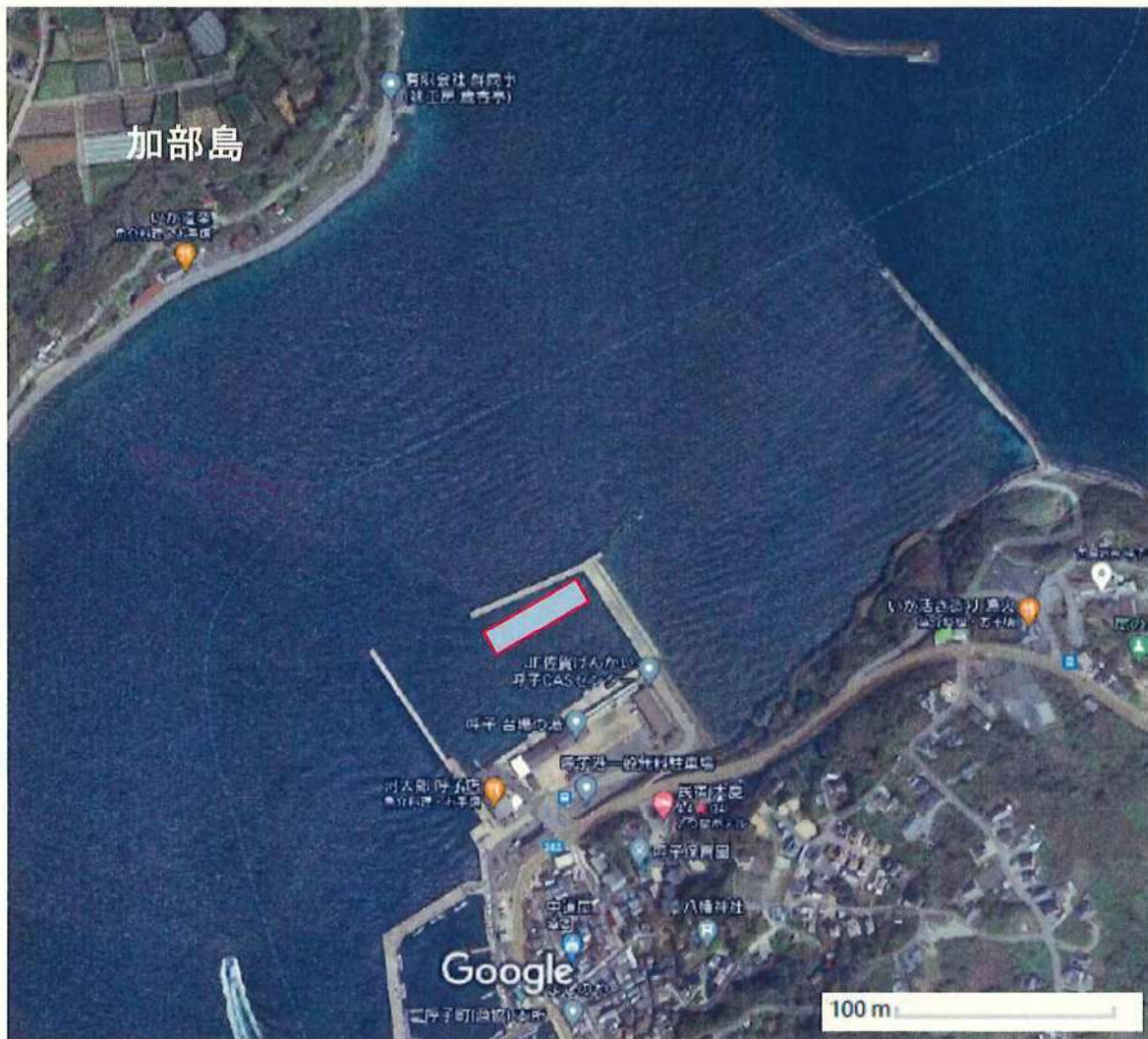
立体図



養殖施設概要図

別図 1

試験養殖区画位置区域図



令和3年コンブ養殖試験業務委託契約書

令和3年養殖試験業務の委託について、唐津市（以下「甲」という。）と佐賀玄海漁業協同組合（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、コンブ養殖試験業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、委託業務を誠実に履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 乙が行う委託業務の内容は、別紙試験養殖計画のとおりとする。

2 委託業務の履行に必要な手続きは、乙が行う。

（状況報告）

第3条 甲は、委託業務の状況について、随時報告を求めることができる。

（委託期間）

第4条 業務の委託期間は、試験養殖の承認日から令和4年4月30日までとする。

（費用負担）

第5条 委託業務の履行に関し、必要な費用は、全て乙の負担とする。

（成果）

第6条 委託業務の履行によって得られた成果は、全て乙に帰属する。

（契約の解除等）

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(1) 乙がこの契約に違反したとき

(2) 乙が委託業務を遂行することが困難であると甲が認めるとき

2 乙は、甲の原因により委託業務の遂行が困難になったときは、甲、乙協議のうえ、この契約の解除又は一部変更を行うことができる。

(損害賠償)

第8条 乙は、委託業務の実施に関し、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(契約外事項の処理)

第9条 この契約書に定めのない事項又はこの契約の履行に際し疑義が生じたときは、関係法令の定めによるもののほか、甲、乙協議のうえ決定し処理するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年12月10日

甲 唐津市西城内1番1号

唐津市

唐津市長 峰 達

乙 唐津市海岸通7182番地232

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崙 利

唐農水第1534号
令和3年12月10日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達

試験養殖承認申請について（副申）

本市の水産業の振興に関しましては、日頃からご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、佐賀玄海漁業協同組合（代表理事組合長 川寄和正）から令和3年12月10日付け佐玄漁協指第38号にて、佐賀玄海漁業組合呼子町統括支所管内におけるコンブ養殖試験の取組みについて、試験養殖承認申請書が提出されました。

この件について、本市の意見を添えて別紙のとおり提出します。

意見書

唐津玄海地域の沿岸漁業の現状は年々厳しさを増し、特に、漁業者の高齢化や担い手、後継者不足等が大きな課題となっています。

また、時化の多い冬期は出漁日数が減少するため、漁業経営における安定した収入の確保及び収益向上のための取組みが求められています。

このような中、佐賀玄海漁業協同組合呼子町統括支所管内のイカ釣り漁業者を中心としたグループでは、アカウニの陸上養殖に取り組まれています。

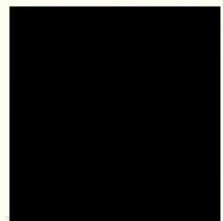
このアカウニ養殖を成功させるためには、アカウニの餌料である海藻を安定的に確保できることが重要ですが、天然の海藻が十分に確保できないリスクを想定して、アカウニの餌料となるコンブの試験養殖を実施されるものです。

本市としてもアカウニ養殖が軌道に乗れば、安定した漁業収入の確保につながると考えておりますので、今回のコンブ試験養殖につきまして、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

令和3年12月10日

佐賀県知事 山口 祥義 様

唐津市長 峰 達



水産第 3231 号
令和 3 年(2021 年)11 月 29 日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



特定水産資源に関する令和 4 管理年度における知事管理
漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

このことについて、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 16 条第 1 項の規定により、知事管理漁獲可能量を別紙(案)のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当: 農林水産部 水産課 漁業調整担当 寺田・永江)

まあじ、まいわし対馬暖流系群及びさんまに関する令和4管理年度(令和4年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まあじ

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まあじ漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まいわし漁業	現行水準

第3 さんま

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県さんま漁業	現行水準

佐賀県知事 殿

農林水産大臣 金子 原二郎

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めようとしているので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和 4 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

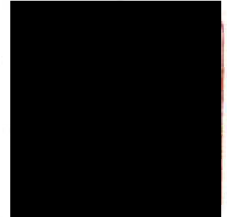
特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量（トン）	基本シェア（％）	現行水準の場合の目安数量（トン）
さんま	現行水準	0.00%	10 トン未満
まあじ	現行水準	0.35%	438
まいわし太平洋系群			
まいわし対馬暖流系群	現行水準	0.01%	10 トン未満

（注記）基本シェアの算定期間（平成 29 年から令和元年）の漁獲実績が 1 トン未満の場合は、配分の対象としない

水産第 3416 号
令和3年(2021年)12月7日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



ごち網漁業(特認)の漁業許可方針について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第15条第2項及び第11条第3項の規定により、貴会の意見を求めます。

については、令和3年12月24日(金)までに答申してください。

(担当:農林水産部水産課漁業調整担当 川崎)

ごち網漁業許可方針 特認（案）

第1 制限措置

- (1) 漁業種類
 - 1 そうごち網漁業（特認）
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数
 - 1 2隻以内
- (3) 船舶の総トン数
 - 制限なし
- (4) 推進機関の馬力数
 - 4 8キロワット以下（漁業調整用エンジン15馬力以下）
- (5) 操業区域
 - 佐賀県玄海海域
- (6) 漁業時期
 - 3月1日から3月15日まで
- (7) 漁業を営む者の資格
 - ① 玄海町仮屋、旧肥前町肥前若しくは大浦浜地区又は伊万里市のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
 - ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
 - ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
 - ④ 適切な資源管理を実践できる者
 - ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

公示した日から令和4年1月14日まで

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。
ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とする。
なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

（1）前回の許可最終日の3月15日現在で、該漁業許可を有していた者。

ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

（2）当該漁業許可を有する者の承継を受けた者。ただし、承継を受ける者

は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。

(3) (1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者

(4) (1)～(3)に該当しない者で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者

(5) (1)～(4)に該当しない者。但し、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。

第5 条件

(1) 唐津市肥前町大崎北端、同向島北端及び長崎県壱岐市郷ノ浦町大島南端を順次に結んだ直線より北東の佐賀県玄海海域及び共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、共同漁業権漁場においては、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。

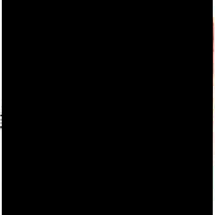
(2) まだい幼魚以外を目的として操業してはならない。

(3) 採捕したまだい幼魚は、県外に販売してはならない。

水産第 3415 号
令和3年(2021年)12月7日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県知事 山口 祥



令和4年ぬたうなぎかご漁業(神集島地区特認)許可方針について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。
については、令和3年12月24日(金)までに答申してください。

(担当:水産課漁業調整担当 川崎)

ぬたうなぎかご（神集島地区特認）（案）

第1 制限措置

（1）漁業種類

ぬたうなぎかご漁業（神集島地区特認）

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶の数

1 隻

（3）船舶の総トン数

制限なし

（4）推進機関の馬力数

制限なし

（5）操業区域

下記の①②に示す海域

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩鳥帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

② 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(6) 漁業時期

2月1日から4月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

公示した日から令和4年1月14日まで

第4 許可の基準

第1（7）に定める資格を有し、第1（1）に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1（2）に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- （1） 前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者
- （2） 当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。
- （3） （1）に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者
- （4） （1）～（3）に該当しない者で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者
- （5） （1）～（4）に該当しない者

第5 条件

- （1） 使用するかご数は、200個以内とする。

- (2) 幹縄の両端に、水面 1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間 300メートル毎に浮標をつけなければならない。
- (3) 作業時間は、夜間（日没から日出まで）とする。

水産第3553号
令和3年(2021年)12月14日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川 寄 和 正 様

佐賀県知事 山 口 祥 彦



いかかご漁業(特認)の許可方針(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第15条第2項及び第11条第2項の規定により、貴会の意見を求めます。

については、令和3年12月24日(金)までに答申してください。

(担当:水産課漁業調整担当 川崎)

いかかご漁業（特認）

第1 制限措置

(1) 漁業種類

いかかご漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

4隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域及び包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線以東の筑肥漁場協議会で締結した操業協定に定められた海域

(6) 漁業時期

2月1日から4月30日まで

(7) 漁業を営む者の資格

- ① 唐津市神集島、旧呼子町小友又は呼子のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者。又は、上記以外の地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者のうち、松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められた者。
- ② 佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- ③ 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号以下「規則」という。）第10条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない者
- ④ 適切な資源管理を実践できる者
- ⑤ 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

1年以内

第3 申請すべき期間

公示した日から令和4年1月14日まで

第4 許可の基準

第1(7)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める隻数を超える場合は、次に掲げる優先順位とし、同順位である者相互間の優先順位は、抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可最終日の4月30日現在で、当該漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 当該漁業許可を有する者から承継を受ける者。ただし、承継を受ける者は許可を有する者と同居して生計を同じくする2親等以内の親族に限る。
- (3) (1)に該当せず、前回の許可期間中に当該漁業許可を有していた者
- (4) (1)～(3)に該当しない者で、規則第4条第1項第6号、第8号から第14号まで又は第17号のいずれかの漁業許可を有する者
- (5) (1)～(4)に該当しない者

第5 条件

(1) 唐津市神集島地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては、

①以外の海域で操業してはならない。

① 次のア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩

イ 唐津市神集島七丁田黒瀬の黒岩と福岡県糸島市志摩姫島南端を結んだ直線と、包石と長崎県壱岐市芦辺町中名

島を結んだ直線との交点

ウ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線との交点

エ 唐津市呼子町鷹島頂上と福岡県糸島市志摩姫島北端を結んだ直線と、唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線との交点

オ 唐津市湊町女瀬鼻東端と福岡県糸島市志摩烏帽子島灯台を結んだ直線と、唐津市高島西端と唐津市神集島西端を結んだ直線の延長線との交点

カ 唐津市神集島北端

(2) 唐津市神集島、旧呼子町小友又は呼子のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者は、佐賀県玄海海域においては①以外の海域で操業してはならない。

① 次のア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域

ア 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線との交点

イ 包石と長崎県壱岐市芦辺町中名島を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

ウ 唐津市呼子町小川島南端と福岡県糸島市志摩仏崎先端を結んだ直線と、唐津市土器崎北端から正北に引いた直線との交点

(3) 松浦海区漁業調整委員会に諮り、漁業調整上支障がないと認められたことにより当該漁業を営む者の資格に該当した者は、同委員会が指定する海域以外で操業してはならない。

(4) かご潰数は、120個以内とする。

(5) 漁具標識として、連結した幹縄の両端に、水面上1メートル

ル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

松浦海区漁業調整委員会
会長 川崎 和正 様

佐賀県農林水産部
水産課長 中島 則

共同漁業権漁場外における土砂採取の認可申請について(照会)

唐津市東大島町2番地 唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦 且雄から申請の共同漁業権漁場外(馬渡島沖、小川島新北沖及び小川島北東沖)における海砂採取に係る砂利採取認可について、県土整備部河川砂防課長から申請に対する意見の照会がありました。

については、この申請に対する漁業調整上の支障の有無について令和3年12月20日(金)までに回答してください。

記

1 申請区域

(1) 馬渡島沖	採取面積	1,000,000 平方メートル
	採取量	100,000 立方メートル
(2) 小川島新北沖	採取面積	1,405,200 平方メートル
	採取量	700,000 立方メートル
(3) 小川島北東沖	採取面積	1,429,129 平方メートル
	採取量	200,000 立方メートル

2 採取期間

令和4年1月1日から令和4年12月31日まで

(担当：漁業調整担当)

河第1398号の5
令和3年(2021年)11月30日

水産課長様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について(照会)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により、下記の砂利採取業者から別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

については、当該計画に関する公益上の支障の有無や認可に際しての注意事項等がありましたら、令和3年12月下旬までに回答をお願いします。

記

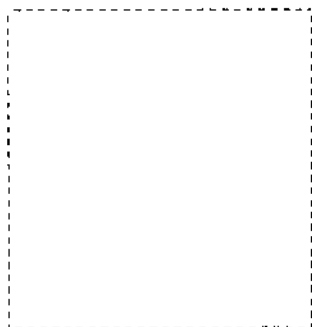
1 申請人

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所 | 唐津市東大島町2番地 |
| (2) 氏名又は名称
(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 三浦 且雄 |
| (3) 登 録 年 月 日 | 昭和49年12月27日 |
| (4) 登 録 番 号 | 佐賀第75号 |

2 申請地

- | | |
|---------------|--|
| (1) 所在地・面積 | 唐津市鎮西町 馬渡島沖
1,000,000平方メートル
(別添採取地位置図) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続 |

(担当) 管理第二担当
岩永(内線2689)



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和3年11月22日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
及び法人にあつては 代表理事 三 浦 且 雄
その代表者の氏名
生年月日 昭和36年6月12日

登録年月日 昭和49年12月27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市鎮西町馬渡島沖

5.0キロメートル（馬渡島沖）

面積

1,000,000 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1) 砂利の種類 海砂

(2) 採取予定数量 10万 立方メートル

3 採取の期間

令和4年 1月 1日から令和4年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 採取の方法等

回数	1回/日
採取船	3隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

・ 進行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		100,000 m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	乗務員数	業務主任者	積載量	回数	1日採取量	年間採取量	ハケット	ポンプ能力
げんかかい	第135502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	水田和宏	2,997t	1回	2,997㎡	40,000㎡	8.5㎡	26吋
バージげんかかい	△16770002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船									
第七げんかかい	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田勲司	2,981t	1回	2,981㎡	50,000㎡	7㎡	26吋
バージ第七げんかかい	△30270001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船									
第88住若丸	第143438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	老岐開発株式会社	8名	三浦貴旦	3,349t	1回	3,349㎡	10,000㎡	6㎡	26吋
バージ慶洋	△31270001	壱岐市	4,060 トン	砂採取作業船	住岩海運株式会社								
合計						26名				9,327㎡	100,000㎡		

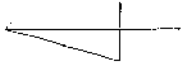
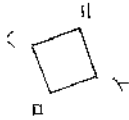
馬渡島沖採取地位地図

(1:100,000)

基点：肥前馬渡島灯台

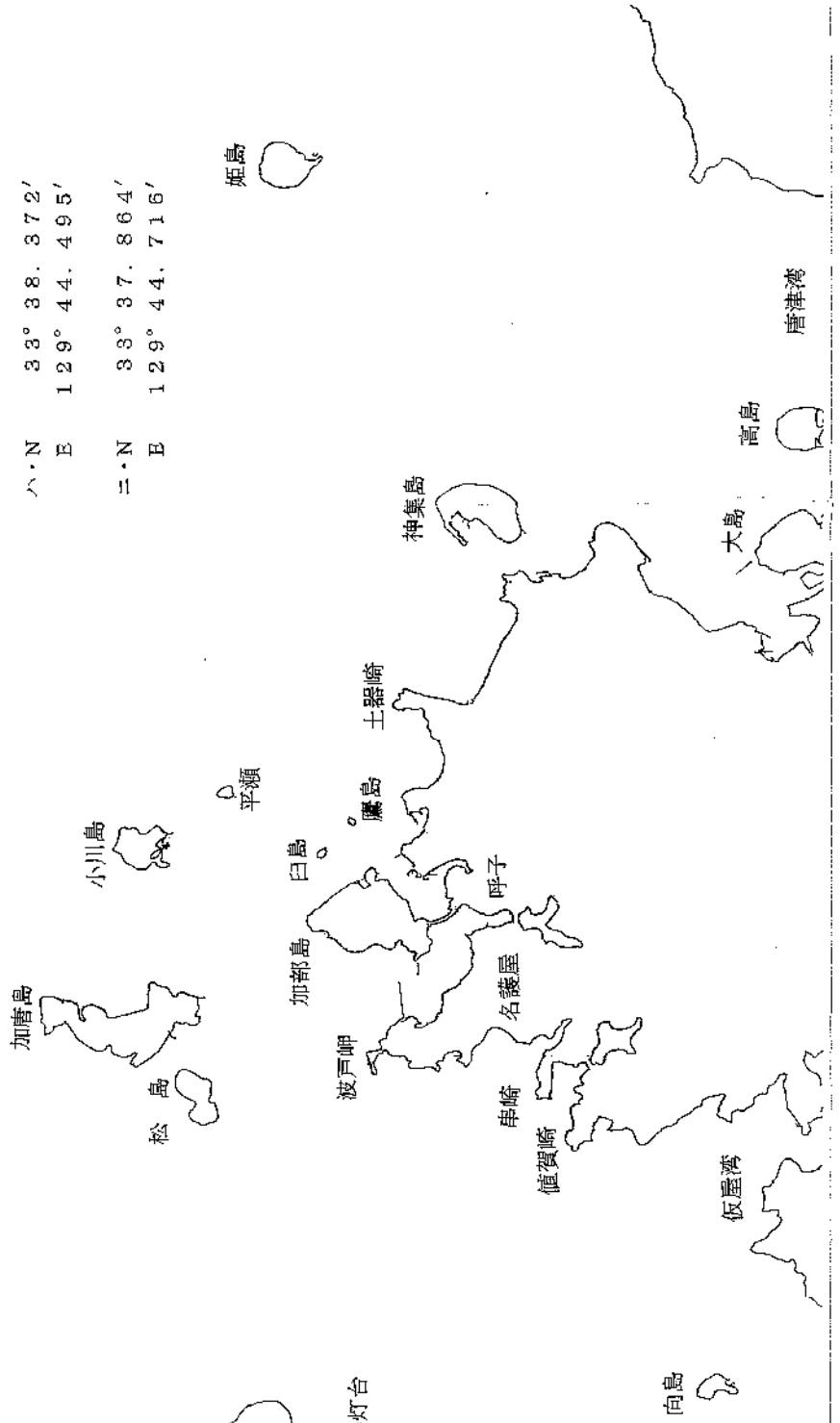
- イ 基点より真方位340度00分～7,500mの点。
- ロ イ点より真方位340度00分～1,000mの点。
- ハ ロ点より真方位70度00分～1,000mの点。
- ニ ハ点より真方位160度00分～1,000mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



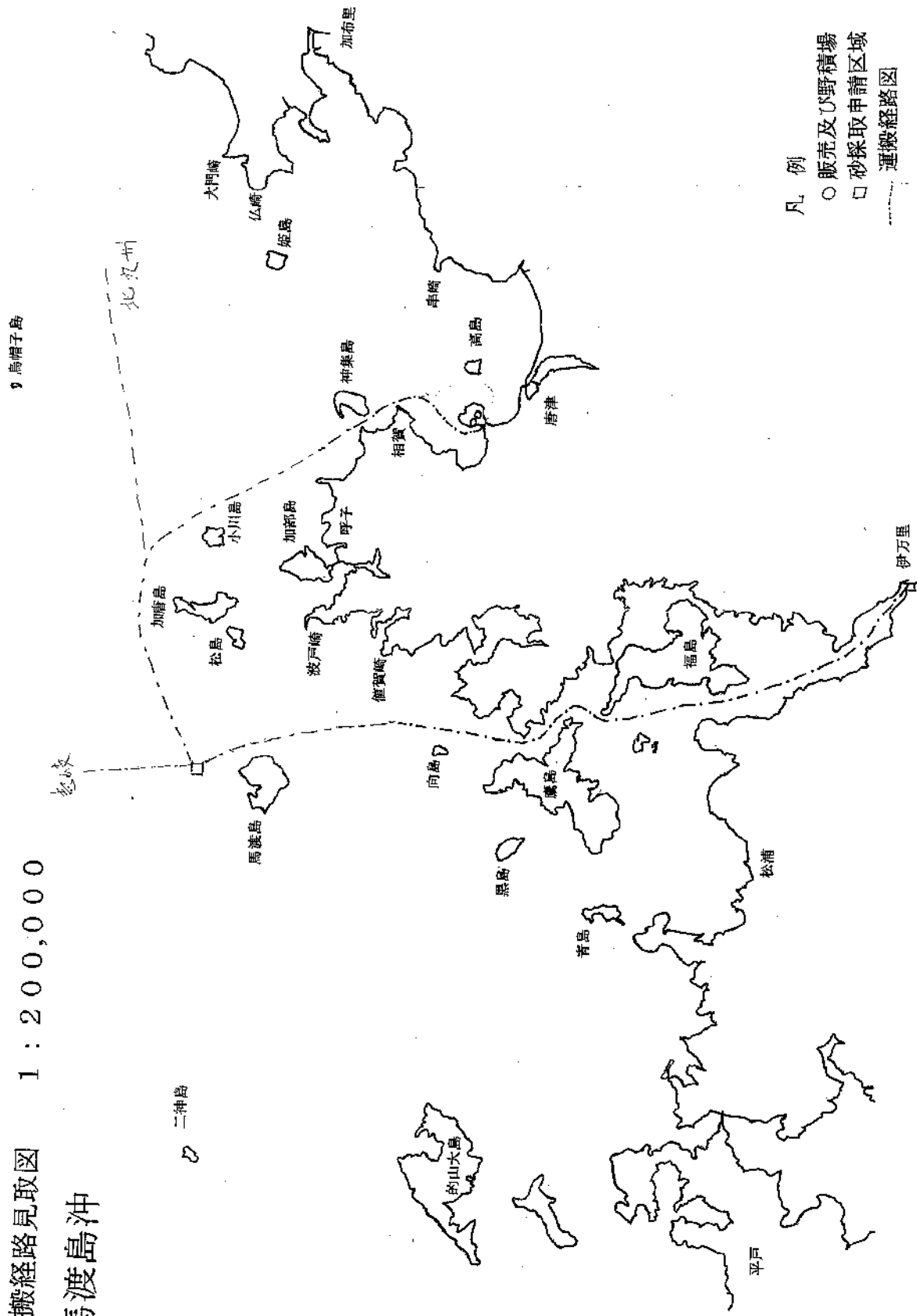
鳥帽子島

	緯度・経度
イ・N	33° 37. 679'
E	129° 44. 109'
ロ・N	33° 38. 187'
E	129° 43. 887'
ハ・N	33° 38. 372'
E	129° 44. 495'
ニ・N	33° 37. 864'
E	129° 44. 716'



運搬経路見取図 1 : 200,000

馬渡島沖



- 凡例
- 販売及び野積場
 - 砂採取申請区域
 - 運搬経路図

同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 菊田三郎に漁業権に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市鏡西町馬渡島沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 100,000 立方メートルとする。

4. 砂採取の期間

令和4年 1月 1日より令和4年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船の統制規正を確実にすること。

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海灘業協同組合

代表理事組合長 川 寄 和

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 口 安 孝

佐賀県東松浦郡玄海町今村4923番地

外洋漁業協同組合

代表理事組合長 尾 崎 行 雄

佐賀県東松浦郡玄海町飯屋398-5

飯屋漁業協同組合

代表理事組合長 山 口 忠 三

佐賀県唐津市肥前町大浦310-3

大浦浜漁業協同組合

代表理事組合長 坂 口 正 人

馬渡島沖採取地位地図 (1:100,000)

馬渡島沖採取地位地図

基点：肥前馬渡島灯台

- イ. 基点より真方位340度00分〜7, 500mの点。
- ロ. イ点より真方位340度00分〜1, 000mの点。
- ハ. ロ点より真方位 70度00分〜1, 000mの点。
- ニ. ハ点より真方位160度00分〜1, 000mの点。

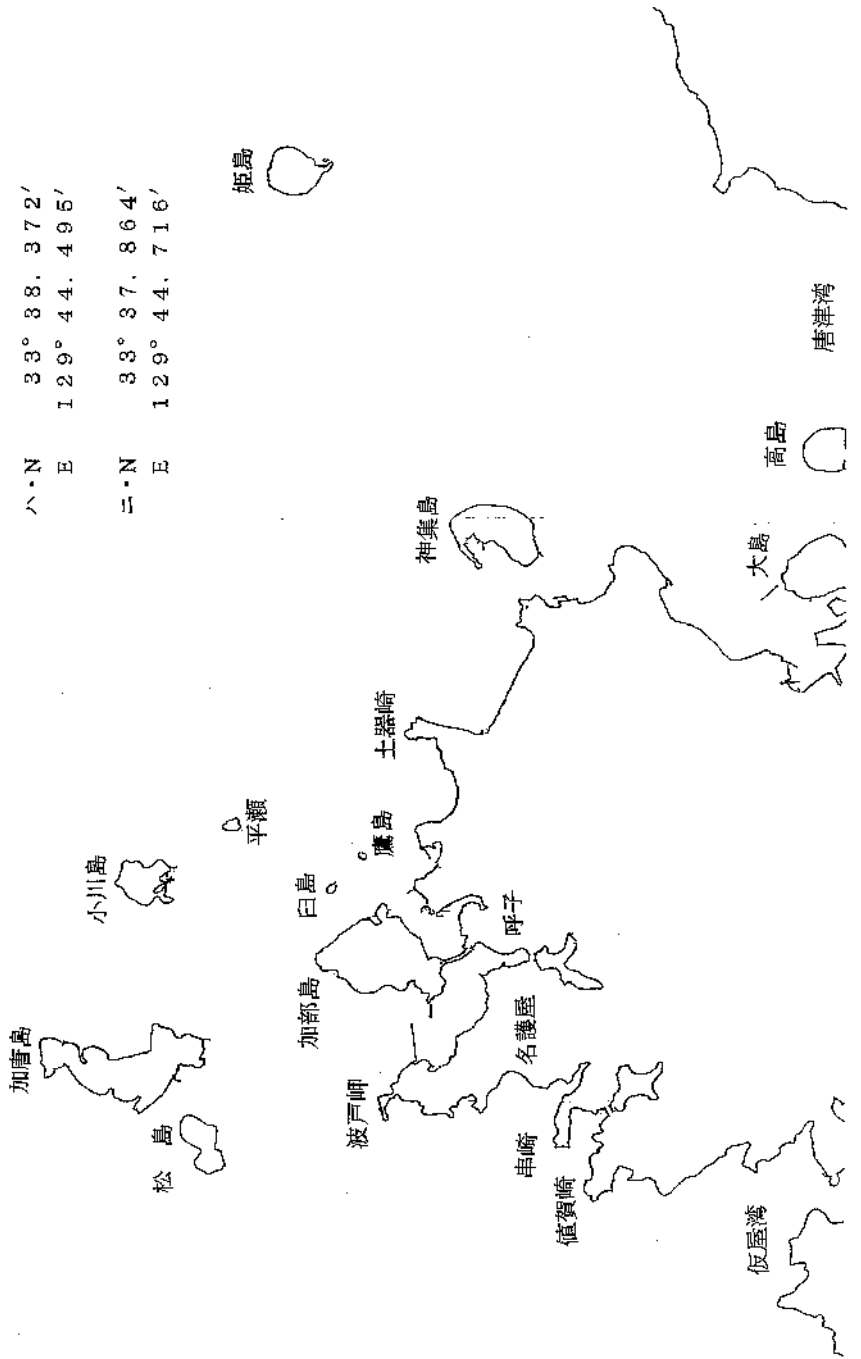
イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

緯度・経度

イ・N	33° 37. 679'
E	129° 44. 109'
ロ・N	33° 38. 187'
E	129° 43. 887'
ハ・N	33° 38. 372'
E	129° 44. 495'
ニ・N	33° 37. 864'
E	129° 44. 716'



島帽子島



河第1398号の4
令和3年(2021年)11月30日

水産課長様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について(照会)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により、下記の砂利採取業者から別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

ついては、当該計画に関する公益上の支障の有無や認可に際しての注意事項等がありましたら、令和3年12月下旬までに回答をお願いします。

記

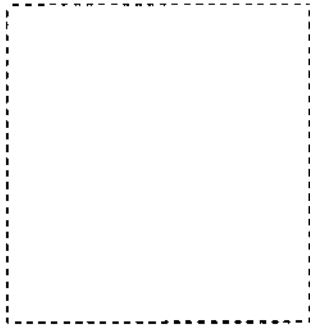
1 申請人

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| (1) 住 所 | 唐津市東大島町2番地 |
| (2) 氏名又は名称
(法人は代表者) | 唐津湾海区砂採取協同組合
代表理事 三浦 且雄 |
| (3) 登録年月日 | 昭和49年12月27日 |
| (4) 登録番号 | 佐賀第75号 |

2 申請地

- | | |
|---------------|--|
| (1) 所在地・面積 | 唐津市呼子町 小川島新北沖
1,405,200平方メートル
(別添採取地位置図) |
| (2) 新規・継続申請の別 | 継続 |

(担当) 管理第二担当
岩永(内線2689)



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和3年11月22日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
及び法人にあっては 代表理事 三 浦 旦 雄
その代表者の氏名
生年月日 昭和36年6月12日

登録年月日 昭和49年12月27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町小川島沖

7キロメートル（小川島新北沖）

面積

1,405,200 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1)砂利の種類 海砂

(2)採取予定数量 70万 立方メートル

3 採取の期間

令和4年 1月 1日から令和4年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1)採取の方法等

回数	1回/日
採取船	3隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		700,000 m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	従業員数	業務主任者	積載量	回数	1日採取量	年間採取量	ハケット	ポンプ能力
げんか	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	太田和宏	2,997t	1回	2,997㎡	280,000㎡	8.5㎡	26吋
バーシげんかい	ハ1670002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船									
第七げんかい	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田勲司	2,981t	1回	2,981t	250,000㎡	7㎡	26吋
バーシ第七げんかい	ハ30790001	唐津市	3,395 トン	砂採取作業船									
第88住若丸	第143438号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	嵯峨開発株式会社 住若海運株式会社	8名	三浦貴旦	3,349t	1回	3,349㎡	170,000㎡	6㎡	26吋
バーシ慶洋	ハ31770001	嵯峨市	4,060 トン	砂採取作業船									
合計						26名				9,327㎡	700,000㎡		

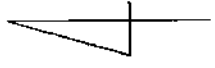
小川島新北沖採取地位位置図

(1:100,000)

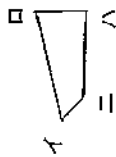
基点：小川島港西防波堤灯台

- イ、基点より真方位344度00分へ8,400mの点。
- ロ、イ点より真方位77度00分へ2,200mの点。
- ハ、ロ点より真方位180度00分へ1,000mの点。
- ニ、ハ点より真方位273度00分へ1,700mの点。

イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域

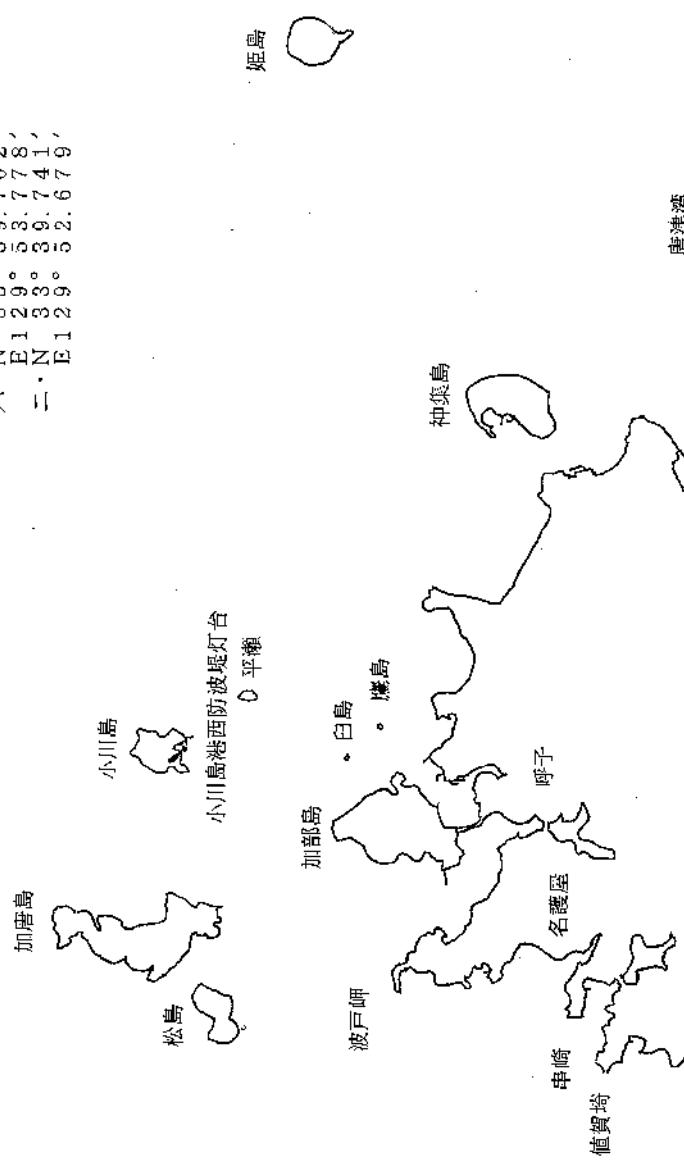


島帽子島



経度・緯度

イ・N	33° 33'	9.963'
E	129° 52'	3.888'
ロ・N	33° 40'	2.438'
E	129° 53'	7.712'
ハ・N	33° 39'	7.021'
E	129° 53'	7.781'
ニ・N	33° 32'	6.779'
E	129° 52'	6.779'

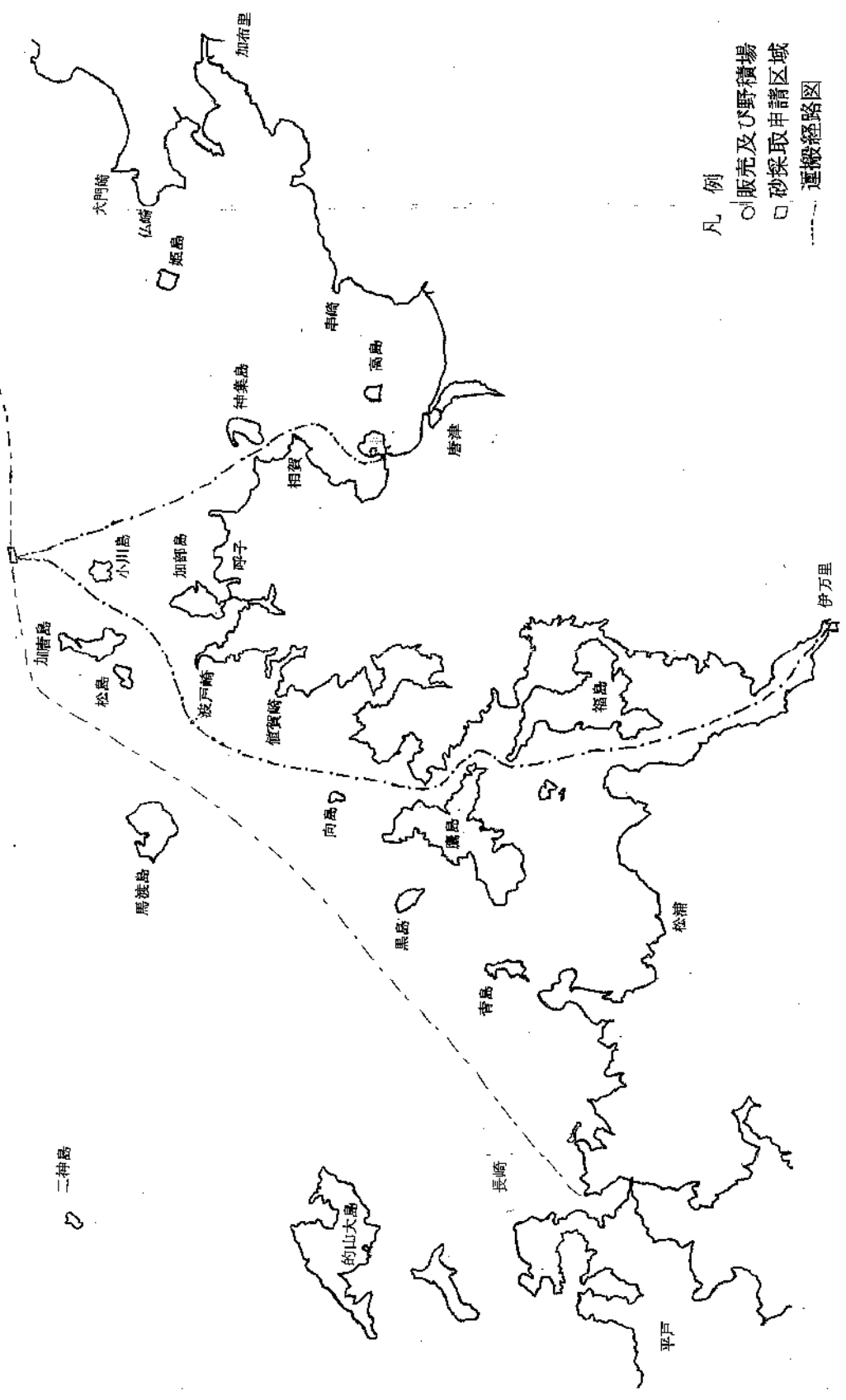


運搬経路見取図 1:200,000

小川島新北沖

鳥帽子島

福岡・山口
宮崎



- 凡例
- 販売及び野積場
 - 砂採取申請区域
 - 運搬経路図

同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 ~~神田五平~~に漁業権
~~三浦五平~~の返却を訂正
に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島新北沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 700,000立方米とする。

4. 砂採取の期間

令和4年 1月 1日より令和4年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上善処する。

6. 採取協同組合は、各採取船舶の統制規正を確実にすること。

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崎 和

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳 弘

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 口 安 教

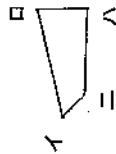
小川島新北沖採取地位位置図

(1:100,000)

基点：小川島港西防波堤灯台

- イ、基点より真方位344度00分へ8,400mの点。
- ロ、イ点より真方位77度00分へ2,200mの点。
- ハ、ロ点より真方位180度00分へ1,000mの点。
- ニ、ハ点より真方位273度00分へ1,700mの点。

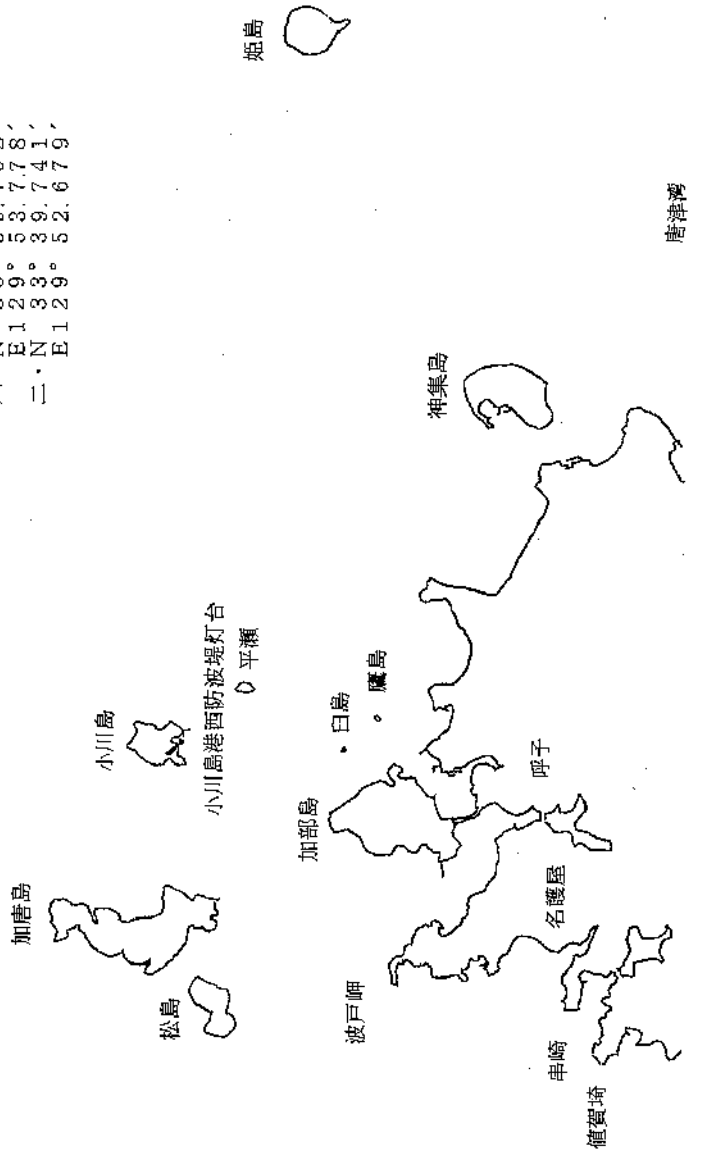
イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域



高帽子島

経度・緯度

イ	・N	33°	39.963'
ロ	・E	129°	52.388'
ハ	・E	129°	40.243'
ニ	・N	33°	53.771'
イ	・E	129°	39.702'
ロ	・E	129°	53.778'
ハ	・N	33°	39.741'
ニ	・E	129°	52.679'



河第1398号の6
令和3年(2021年)11月30日

水産課長様

河川砂防課長

砂利採取計画認可申請に係る意見の聴取について(照会)

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により、下記の砂利採取業者から別添のとおり砂利採取計画の認可申請がありました。

ついては、当該計画に関する公益上の支障の有無や認可に際しての注意事項等がありましたら、令和3年12月下旬までに回答をお願いします。

記

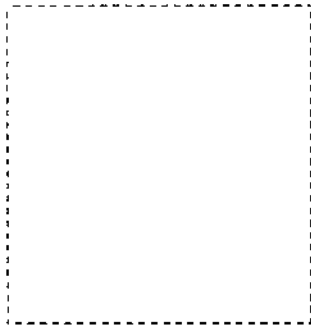
1 申請人

(1) 住 所	唐津市京大島町2番地
(2) 氏名又は名称 (法人は代表者)	唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 三浦 且雄
(3) 登録年月日	昭和49年12月27日
(4) 登録番号	佐賀第75号

2 申請地

(1) 所在地・面積	唐津市呼子町 小川島北東沖 1,429,129平方メートル (別添採取地位置図)
(2) 新規・継続申請の別	継続

(担当) 管理第二担当
岩永(内線2689)



× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認可番号	

(注) ×印は記入しないこと

海砂利採取計画認可申請書

令和3年11月22日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

住所 佐賀県唐津市東大島町2番地
氏名または名称 唐津湾海区砂採取協同組合
及び法人にあつては 代表理事 三 浦 旦 雄
その代表者の氏名
生年月日 昭和36年6月12日

登録年月日 昭和49年12月27日

登録番号 佐賀第 75号

(電話番号 0955 - 73 - 1521)

砂利採取法第16条及び佐賀県海砂利採取計画認可要綱の規定に基づき、次のとおり海砂利採取計画の認可を申請します。

1 砂利採取場の区域

佐賀県唐津市呼子町 小川島沖

4.0 キロメートル (小川島北東沖)

面積

1,429,129 平方メートル

2 採取をする砂利の種類及び数量

(1)砂利の種類 海砂

(2)採取予定数量 20万 立方メートル

3 採取の期間

令和4年 1月 1日から令和4年12月31日まで

4 砂利の採取の方法及び砂利の採取のための設備その他の施設に関する事項

(1)採取の方法等

回数	1 回/日
採取船	3 隻
方式	ポンプ方式
掘削深	3メートル以内

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

(1) 転載、沖積

沖積は行わない

湾内では転載する場合もある

(2) 採取時間

日出から日没迄

(3) 汚濁水の処理方法

自然排水

(4) 採取区域及び採取船の表示等

採取船には許可番号表示

採取区域は“GPS”で確認して指定区域を厳守する。

6 採取をした砂利の水切りの方法および設備その他の施設に関する事項

運行中採取船の排水ポンプによる水切り

7 採取する砂利の供給先及び用途（立方メートル）

区 分	建設業者	砂利販売業者	生コンクリート業者	自家消費	そ の 他
佐賀県内		200,000 m ³			
福岡県内					
そ の 他					

(2) 採取用機械及び設備等

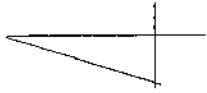
採取船名	船舶番号	船籍港	総トン数	用途	船舶所有者	乗務員	業務主任者	積載量	日等回数	1日採取量	年間採取量	ハケット	ポンプ能力
げんかいかい	第136502号	佐賀県	414 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	太田和宏	2,997t	1回	2,997㎡	80,000㎡	8.5㎡	26吋
バージげんかいかい	△16770002	唐津市	2,950 トン	砂採取作業船									
第七げんかいかい	第143189号	佐賀県	407 トン	砂採取船の押船	唐津湾海区砂採取協同組合	9名	宮田 勲 司	2,981t	1回	2,981㎡	80,000㎡	7㎡	26吋
バージ第七げんかいかい	△30270001	唐津市	8,395 トン	砂採取作業船									
第88住岩丸	第143488号	長崎県	407 トン	砂採取船の押船	老成開発株式会社	8名	三浦貴旦	3,349t	1回	3,349㎡	40,000㎡	6㎡	26吋
バージ 廣洋	△31170001	唐津市	4,060 トン	砂採取作業船	住岩海運株式会社								
合 計						28名				9,327㎡	200,000㎡		

小川島北東沖採取地位置図

(1:100,000)

基点：小川島港西防波堤灯台

- イ。基点より真方位 9度20分へ5, 158.6mの点。
 - ロ。イ点より真方位 70度00分へ1, 430mの点。
 - ハ。ロ点より真方位 162度00分へ1, 000mの点。
 - ニ。ハ点より真方位 250度00分へ1, 430mの点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域。

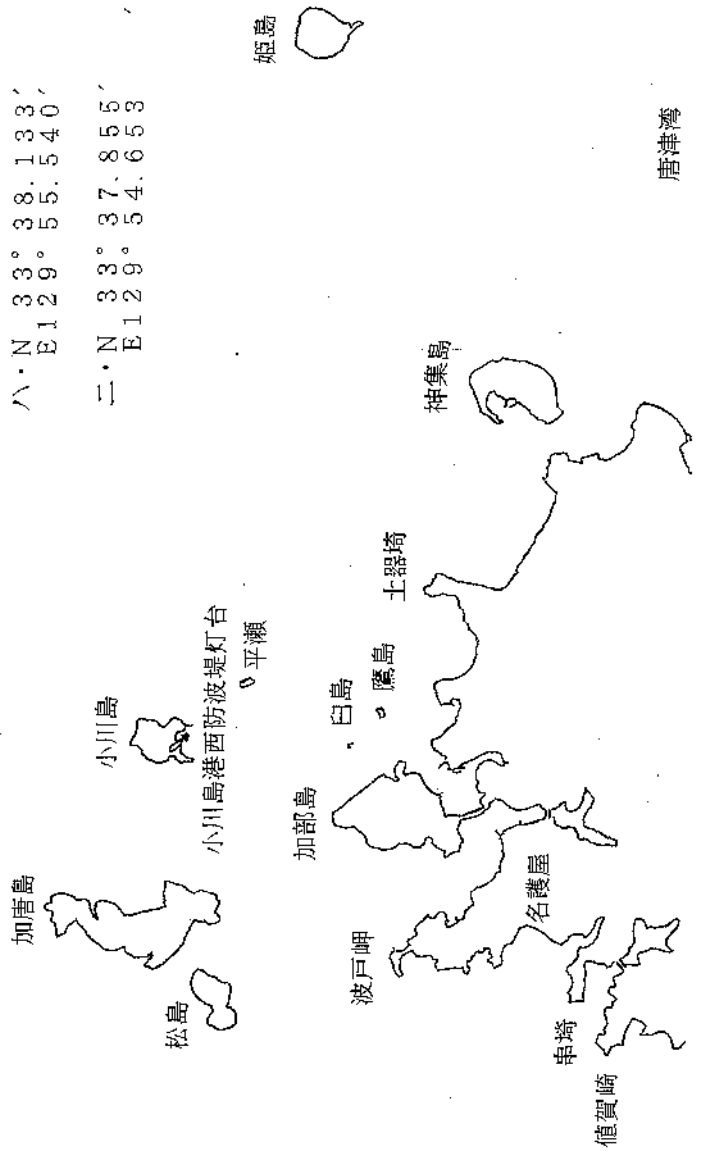
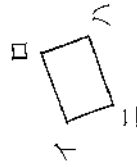


烏帽子島



経度・緯度

- イ・N 33° 38.367'
E 129° 54.447'
- ロ・N 33° 38.639'
E 129° 55.313'
- ハ・N 33° 38.133'
E 129° 55.540'
- ニ・N 33° 37.855'
E 129° 54.653'



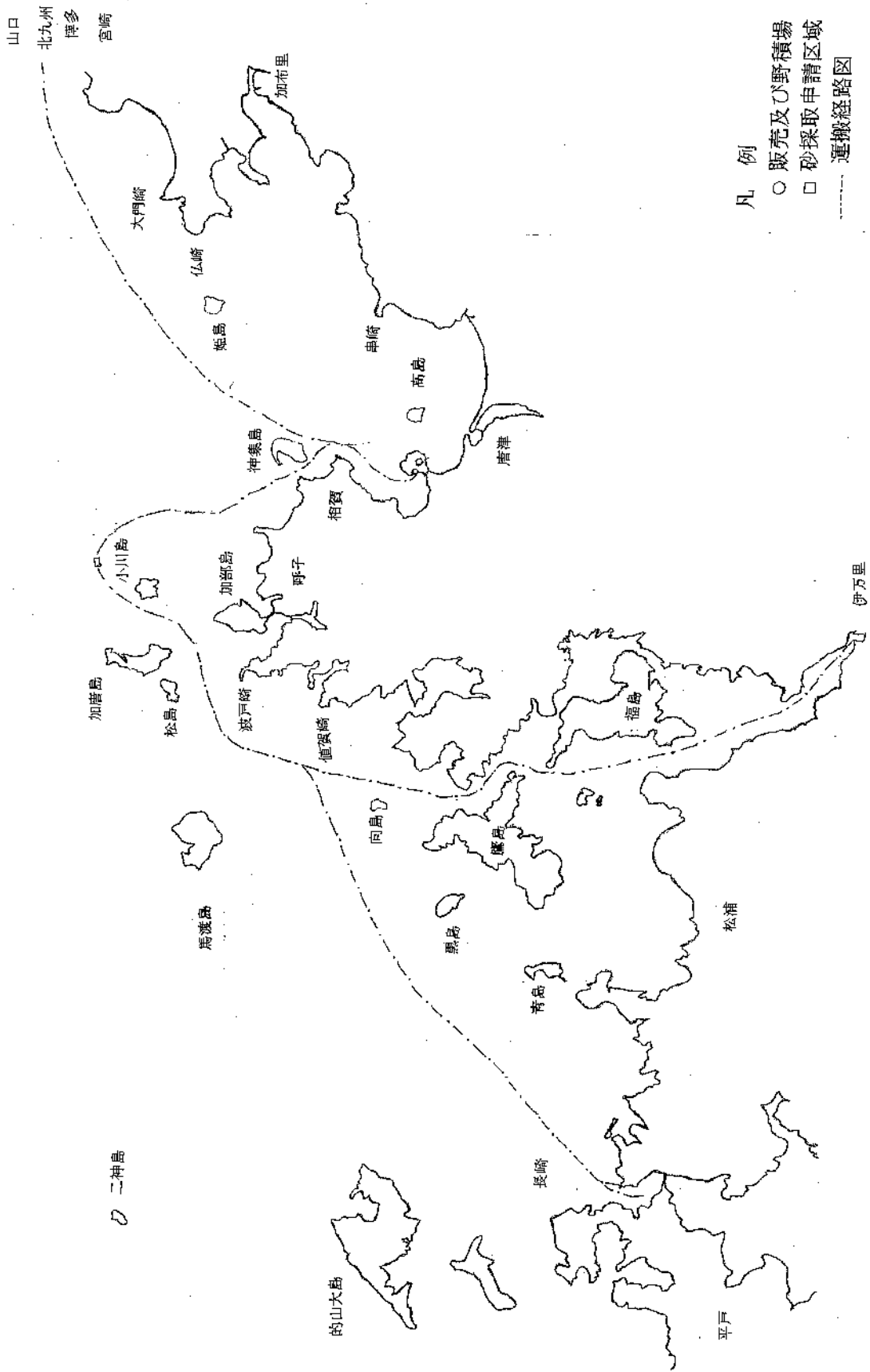
姫島

唐津湾

運搬経路見取図 1 : 200,000

小川島北東沖

島根子島



- 凡例
- 販売及びひ野積場
 - 砂採取申請区域
 - 運搬経路図

同意書

佐賀県唐津市東大島町2番地、唐津湾海区砂採取協同組合 代表理事 ~~兼井五男~~に漁業権
三浦豆太郎 四芳正
に支障のない限り、下記の条件により砂採取に同意する。

1. 砂採取の場所

佐賀県唐津市呼子町小川島北東沖

別紙図面の箇所

2. 使用採取船舶

採取船舶は唐津湾海区砂採取協同組合に所属する船舶で佐賀県知事の土砂採取許
可書を所有する船舶であること。

3. 採取数量は 200,000立方米とする。

4. 砂採取の期間

令和4年 1月 1日より令和4年12月31日までとする。

5. 関係官公署より指示ある時は、両者協議の上対処する。

6. 採取協同組合は、各採取船舶の統制規正を確実にすること。

佐賀県唐津市海岸通り7182-233

佐賀玄海漁業協同組合

代表理事組合長 川 崎 和

佐賀県唐津市屋形石3920

屋形石漁業協同組合

代表理事組合長 平 田 芳 弘

佐賀県唐津市呼子町小川島227番地-1

小川島漁業協同組合

代表理事組合長 川 口 安 教

小川島北東沖採取地位位置図

(1:100,000)

基点：小川島港西防波堤灯台

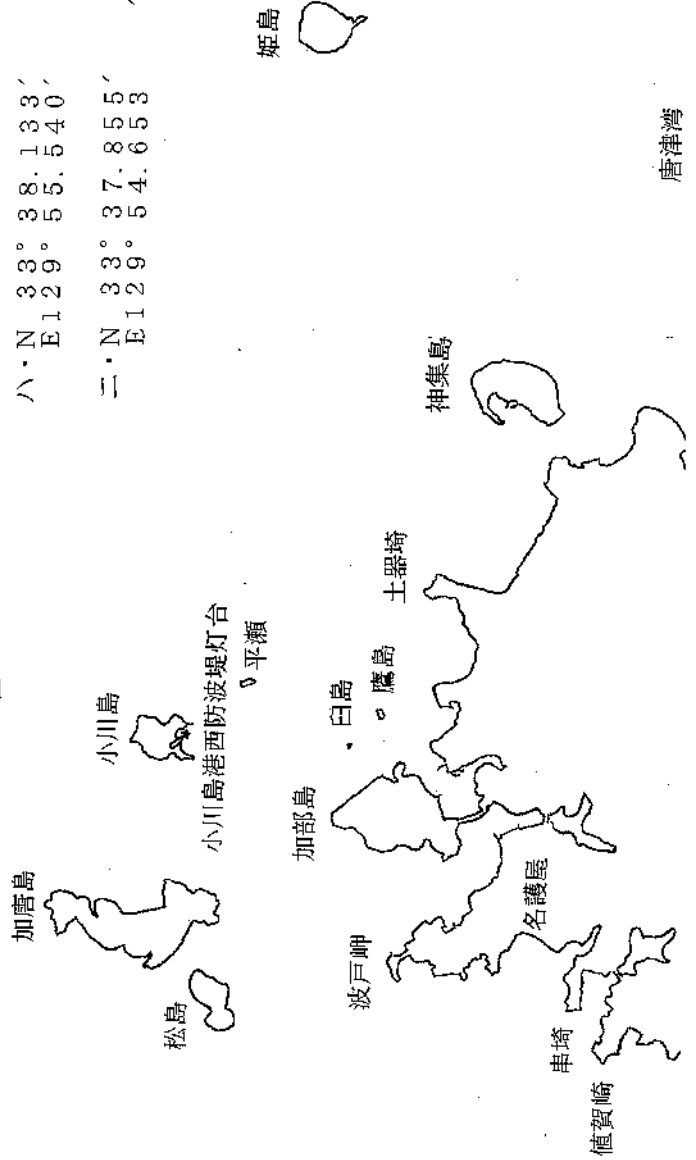
- イ。基点より真方位 9度20分へ5, 158.6mの点。
 - ロ。イ点より真方位 70度00分へ1, 430mの点。
 - ハ。ロ点より真方位162度00分へ1, 000mの点。
 - ニ。ハ点より真方位250度00分へ1, 430mの点。
- イ・ロ・ハ・ニ・イを順次に結んだ区域。



経度・緯度

イ・N 33° 38.367'
E 129° 54.447'
ロ・N 33° 38.639'
E 129° 55.313'
ハ・N 33° 38.133'
E 129° 55.540'
ニ・N 33° 37.855'
E 129° 54.653'

烏帽子島



佐賀県有明海区漁業調整委員会 告示第 号
松浦海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会が任命する職員の給与からの控除に関する規程を次のように定める。

令和3年 月 日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 西 久 保 和 敏
松浦海区漁業調整委員会会長 川 寄 和 正

海区漁業調整委員会が任命する職員の給与からの控除に関する規程 (案)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)第2条の3の規定に基づき、海区漁業調整委員会が任命する職員

(以下「職員」という。)の給与からの控除に関する必要な事項を定めるものとする。

(給与からの控除に関する必要な事項)

第2条 職員の給与からの控除に関する必要な事項については、佐賀県知事が任命する職員の給与からの控除に関する規則(令和3年佐賀県規則第号)の規定の例による。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

海区漁業調整委員会が任命する職員の給与からの控除に関する 規程（案）の概要

海区漁業調整委員会事務局

制定の理由

佐賀県職員給与条例が改正され、給与からの控除に関する規定が設けられることに伴い、海
区漁業調整委員会が任命する職員の給与からの控除に関し必要な事項を定める必要があるため。

※佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（案）は、令和3年11月定例県議会に提案中

告示案の概要

- 1 職員の給与からの控除に関し必要な事項について、佐賀県知事が任命する職員の給与から
の控除に関する規則（令和3年佐賀県規則第 号）の規定の例によることとした。（第2条
関係）
- 2 令和4年1月1日から施行